

事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム 自治体向け説明会

1.新システムの概要

システム化の背景

- **障害福祉サービス等事業者の負担軽減の観点及び公共サービスの供給の効率化と利便性の向上の観点**より、①電子申請届出機能、②事業所台帳管理システム機能、③業務管理体制データ管理システム機能を包含した**共通化システムを構築する方針**となった。

【障害福祉サービス等事業者の負担軽減の観点】

規制改革会議第5回医療・介護・感染症対策WG(令和5年1月25日)

- ・ 事業者団体等から障害福祉分野における手続負担の軽減に係る要望が提出された。

規制改革実施計画(令和5年6月16日閣議決定)

- ・ 障害福祉サービス等事業者が自治体に対して行う指定及び報酬請求に関連する申請・届出を、電子的に行うことが可能となるようなシステムの整備について検討し、障害福祉サービス等事業者からの届出手続きのワンストップ化を行い、効率化を図ることとされた。

【公共サービスの供給の効率化と利便性の向上の観点】

「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」(令和6年6月21日閣議決定)

「国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会(第1回)」(令和6年9月24日)

- ・ 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム(事業所台帳管理システムを含む)が、令和6年度共通化の対象候補案となった。

「規制改革に関する中間答申」規制改革推進会議(令和6年12月25日)

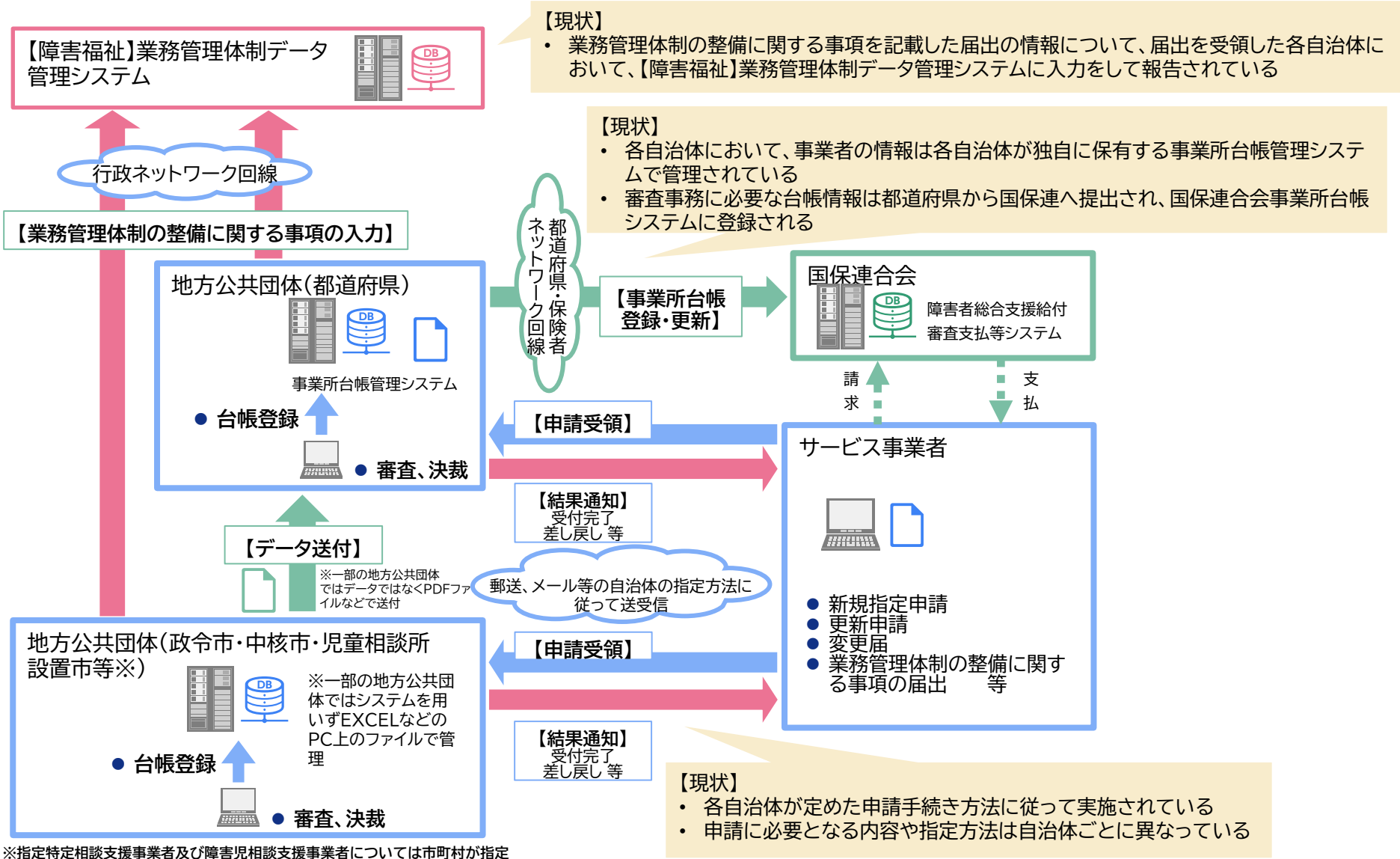
- ・ 共通システムの共通化構築イメージが提示され、共通システムが事業所台帳システム、電子申請・届出システム、業務管理体制データ管理システムの機能を内包する横断的なシステムであることが明示された。
- ・ 地方公共団体に対して行う指定申請及び報酬請求の手続きについて、こども家庭庁及び厚生労働省が定めた標準様式及び標準添付書類を用いることとするために必要な法令上の措置を講ずることとされた(令和6年度措置)。

「事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム(事業所台帳管理システムを含む。)に係る共通化推進方針(令和7年6月2日)

- ・ 共通化の方法が示されるとともに、スケジュールとして、令和9年度第4四半期に運用開始を想定していることが明示された。

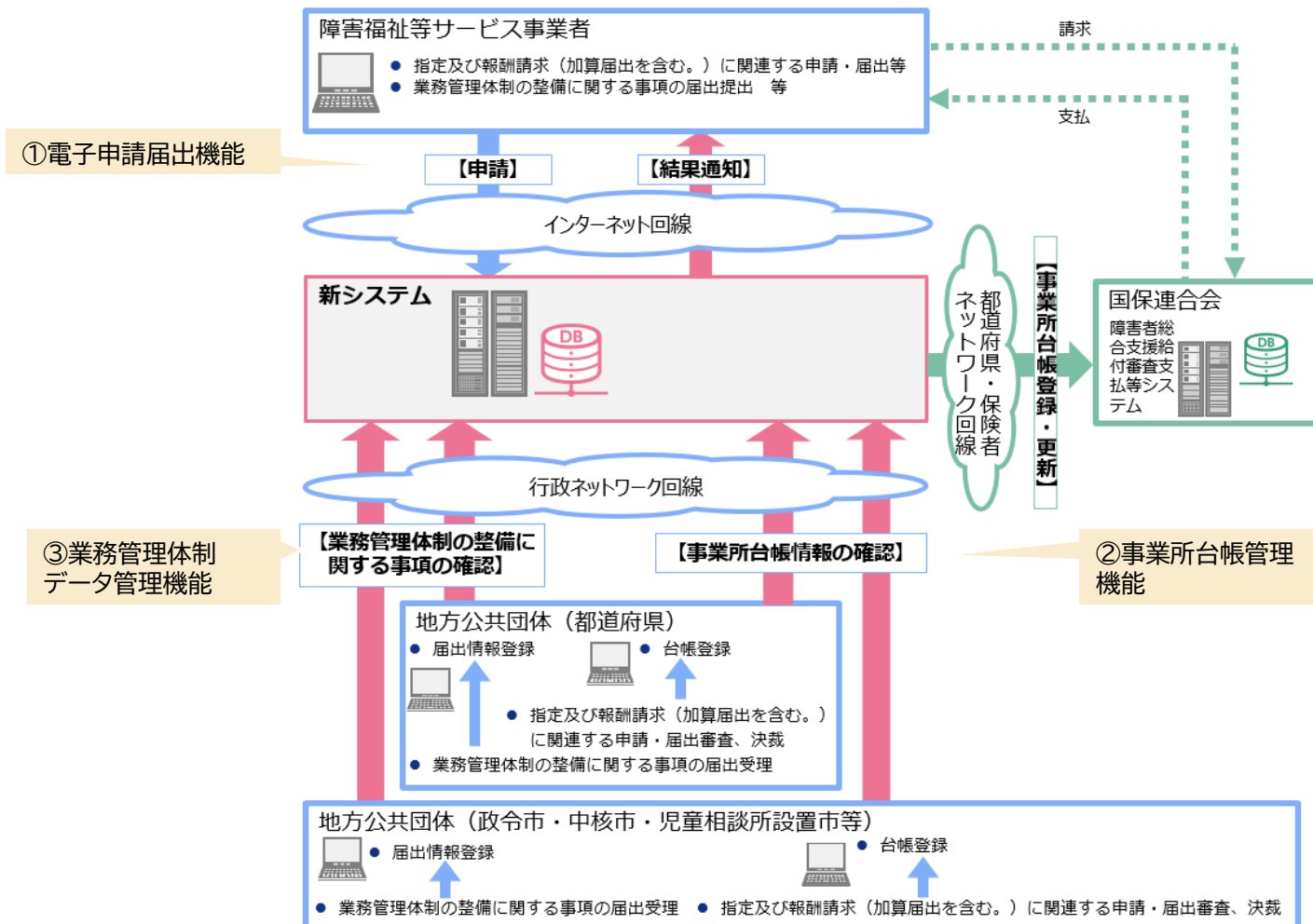
現状の業務

- システム化で対象となる業務の現状は以下のとおり。

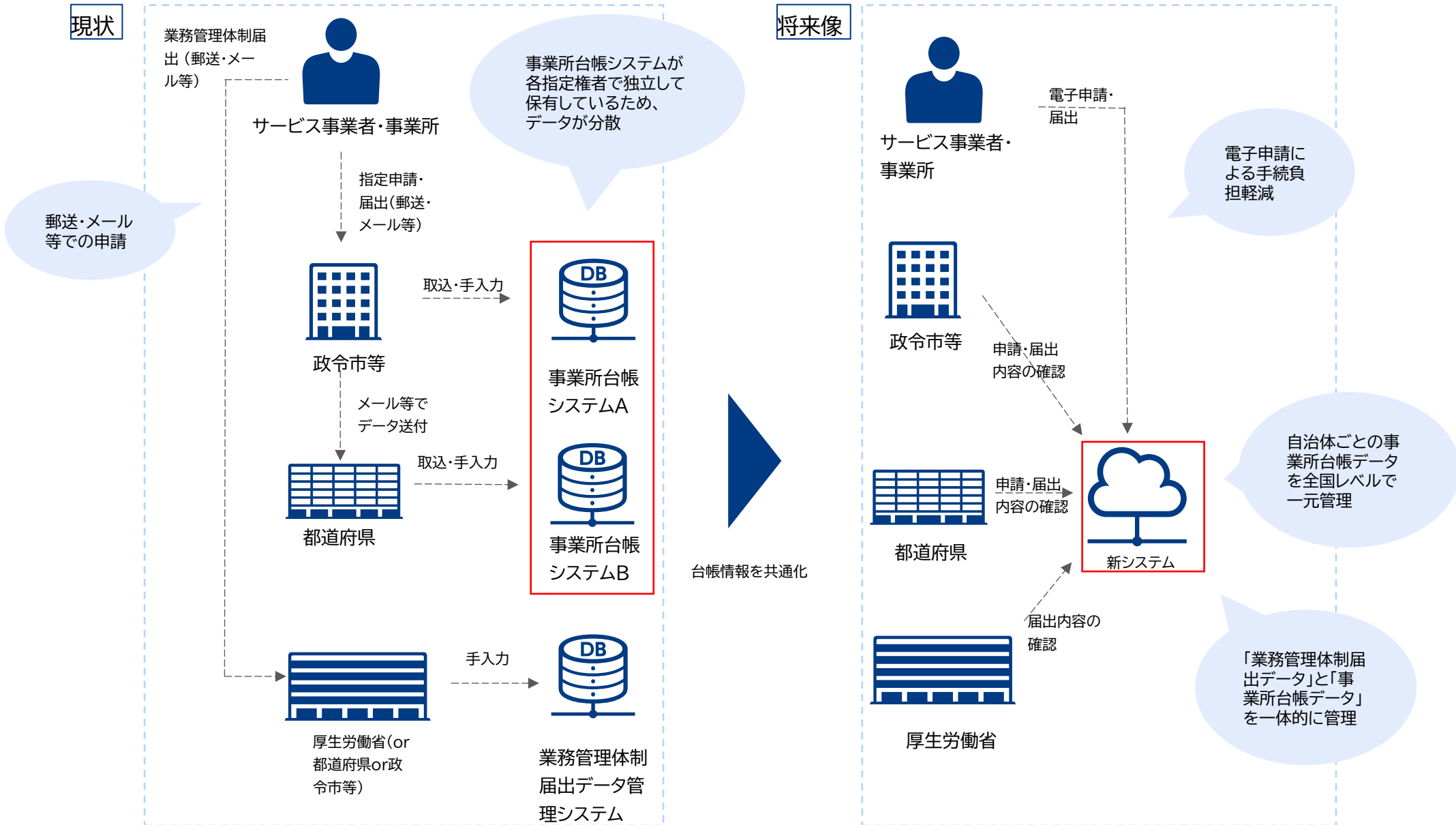


システム化の将来像

- 新システムでは①「電子申請届出機能」②「事業所台帳管理機能」③「業務管理体制データ管理機能」の3つを内包する。



新システム導入による効果

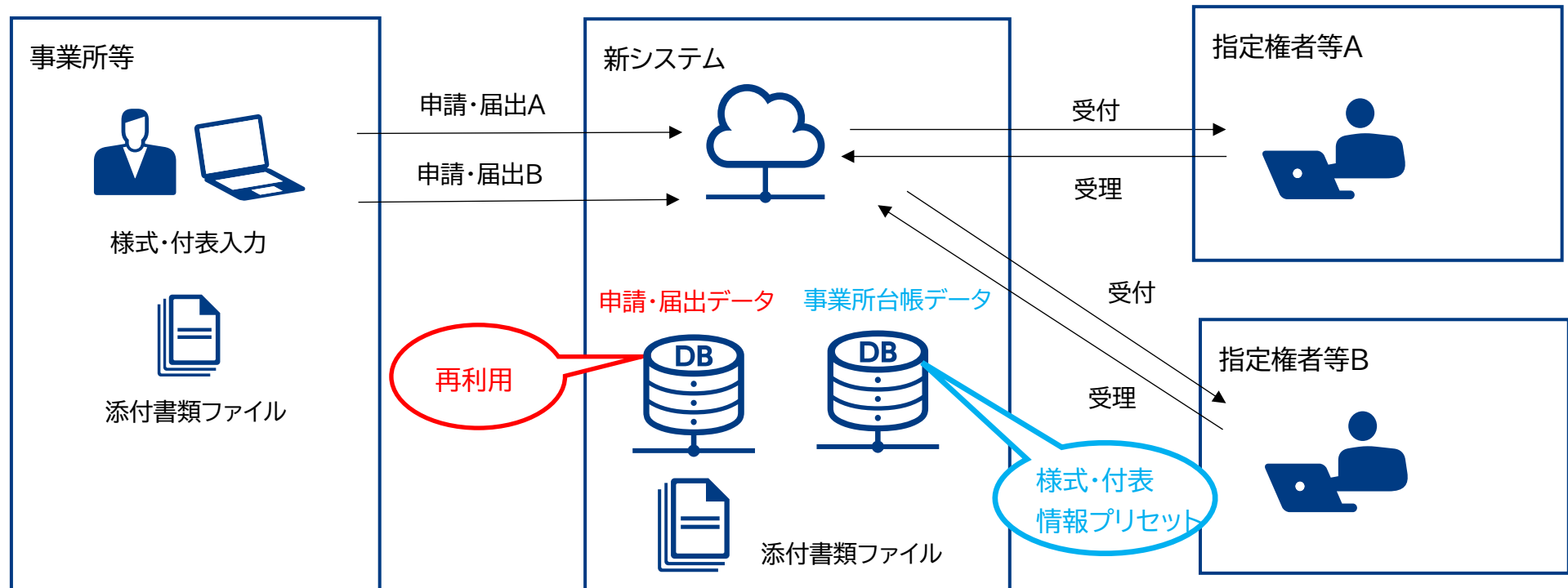


新システム導入による効果

① 電子申請届出機能

指定申請・届出等を電子申請できる機能

- 新システム上で様式の一部項目のWebフォーム入力機能を搭載する。様式情報(法人情報、代表者情報等)及び付表情報(事業所情報、管理者情報等)を指定権者等が管理している事業所台帳データ等から過去の様式・付表情報をプリセット(事前設定)して表示し、必要な項目を入力・修正し、申請・届出を可能とする。
- 事業所等が指定権者等へ提出した申請・届出データ(様式、付表、添付書類等)を再利用して、別の指定権者等へ申請・届出ができるようにする。
- 指定権者で申請・届出様式のシステム入力作業が軽減される。



新システム導入による効果

②事業所台帳管理機能

指定権者において事業所台帳情報を一元的に管理可能となる。

- 都道府県での毎月の台帳情報の集約作業がなくなり、業務負担が軽減できる。
- 新システム上での国保連へのデータ連携が円滑になる。
- 各指定権者の台帳情報を新システム上で参照可能とすることで、各事業所のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者を確認することができる。
- 業務管理体制届出情報と事業所台帳情報が双方から参照可能となることで、共通情報等の入力負担が軽減されるとともに、同一法人の運営する他事業所の情報の確認が容易になる。

③業務管理体制データ管理機能

業務管理体制届出を事業所台帳情報と一体的に管理可能となる。

- 電子申請が可能となることで、障害福祉サービス事業者等の業務負担が軽減できる。
- 業務管理体制届出情報と事業所台帳情報が双方から参照可能となることで、共通情報等の入力負担が軽減されるとともに、同一法人の運営する他事業所の情報の確認が容易になる。

フェーズごとの機能リリースについて

- 新システムは2つのフェーズに分けて開発を行い、段階的に機能をリリースする予定。

第1フェーズ：業務管理体制データ管理機能及び付随する電子届出機能の構築（開発期間R8.7～R9.3）

- ③「業務管理体制データ管理機能」及び③に付随する①「電子申請届出機能」を持つ新システムを構築し、R9年6月にリリースを行う。
- R9年4月～6月にかけて、厚労省障害保健福祉部企画課が所管している「業務管理体制データ管理システム」から新システムへ移行し、**全国の監督権者による利用を開始する。**
- **障害福祉サービス事業者の電子届出（業務管理体制届出のみ）開始は、R10年3月とする。それまでは現行システムと同様、届出に対し、監督権者が新システムへ手入力を行う。**

第2フェーズ：事業所台帳管理機能及び付随する電子申請届出機能の追加（開発期間R.9.4～R10.3）

- 第1フェーズで開発した新システムに、②「事業所台帳管理機能」及び②に付随する①「電子申請届出機能」を追加するための改修を行い、R10年3月にリリースする。
- リリース後、全国の指定権者が使用している現行の事業所台帳システムから新システムへデータ移行を行う。
- 移行は段階的に実施することとし、移行のグループは、各都道府県の国保連合会とのデータ連携の影響を最小限に抑えるため、都道府県単位とする。
- 初期リリース時は同一都道府県内の自治体の移行を想定している。
- **電子による「指定申請等」の申請届出は、第2フェーズ以降に移行した指定権者の管轄内の事業所を対象に順次利用を開始する。**

新システムの利用対象範囲について

○業務管理体制届出機能及び付随する電子届出機能

現行の業務管理体制データ管理システムは全自治体(監督権者)を利用対象としているため、新システムでも全監督権者(自治体)を利用対象として含める。

○事業所台帳管理機能及び付随する電子申請届出機能

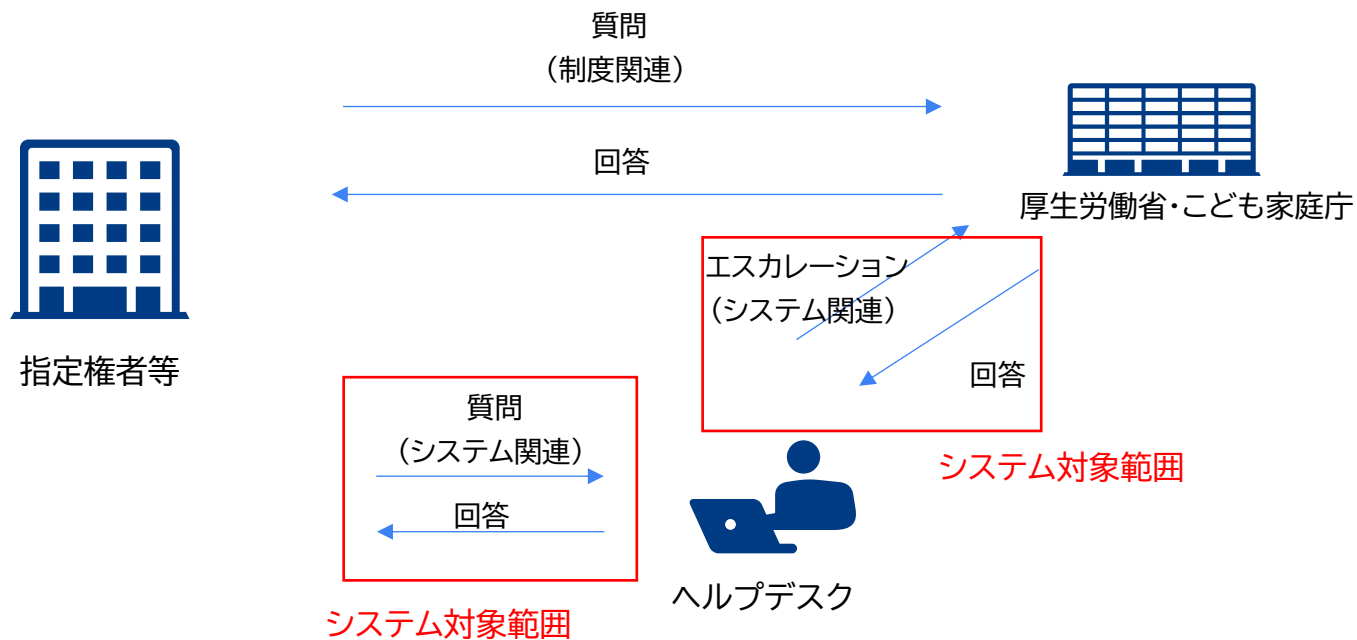
- ・ 現行の台帳システムの利用対象範囲と同一にする。
- ・ 初期リリースでは一般市区町村(特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所のみ指定権限を有している市区町村)は利用対象として含めない。左記宛の指定申請等は、従前の方法で事業所等から市町村へ提出し、市町村から都道府県に対しても従前の方法で連携し、都道府県が新システムに代理入力することとする。

No.	申請・届出先の自治体 (指定権者)	指定事業所等ごとの申請・届出先の条件						新システムの 利用対象
		障害福祉 サービス 事業所	障害者支援 施設	障害児入所 施設	障害児通所 支援事業所	一般相談支 援事業所	特定相談支 援事業所	
1	都道府県	No.3政令市、No.4中核市及びNo.5一般市町村には該当しない市町村に所在している指定事業所等の指定権限を有する						含める
2	政令市(児童相談所設置市含む)	政令市内に所在している指定事業所等の指定権限を有する						含める
3	中核市	中核市内に所在している指定事業所等の指定権限を有する						含める
4	一般市町村	一般市町村内に所在している指定事業所等の指定について、都道府県から指定権限を委譲されている				一般市町村内に所在する指定事業所等の指定権限を有する		含める
		—	—	—	—	—	一般市町村内に所在する指定事業所等の指定権限を有する	含めない

新システムのヘルプデスク体制(自治体)

- 自治体(指定権者等)からのシステム関連の問い合わせについてもヘルプデスクが受け付ける。
- ヘルプデスクへの問い合わせは、Webフォーム(又はメール)とする。

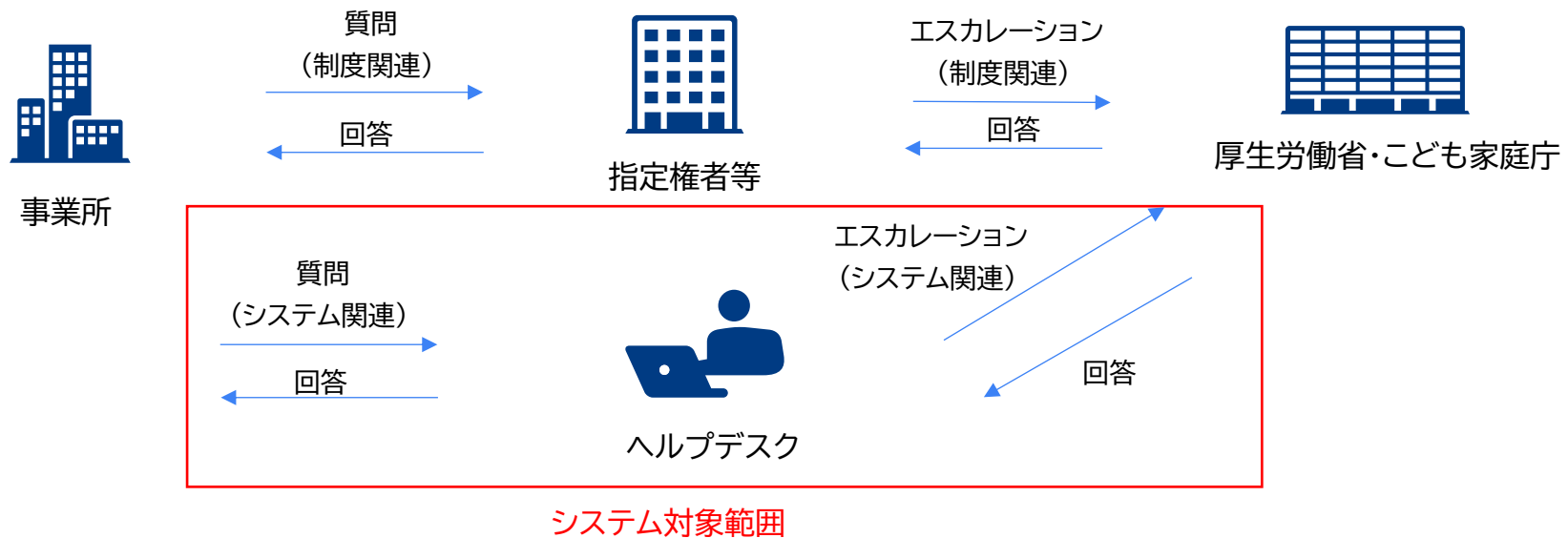
自治体からの問い合わせ対応



新システムのヘルプデスク体制(事業者・事業所)

- 事業所からの問い合わせについて、制度・申請内容は指定権者等、システム関連はヘルプデスクが対応する。(質問内容により、厚労省へのエスカレーションを行う。)
- ヘルプデスクへの問い合わせは、Webフォーム(又はメール)とする。

事業者・事業所からの問い合わせ対応



2.今後のスケジュールについて

全体スケジュール

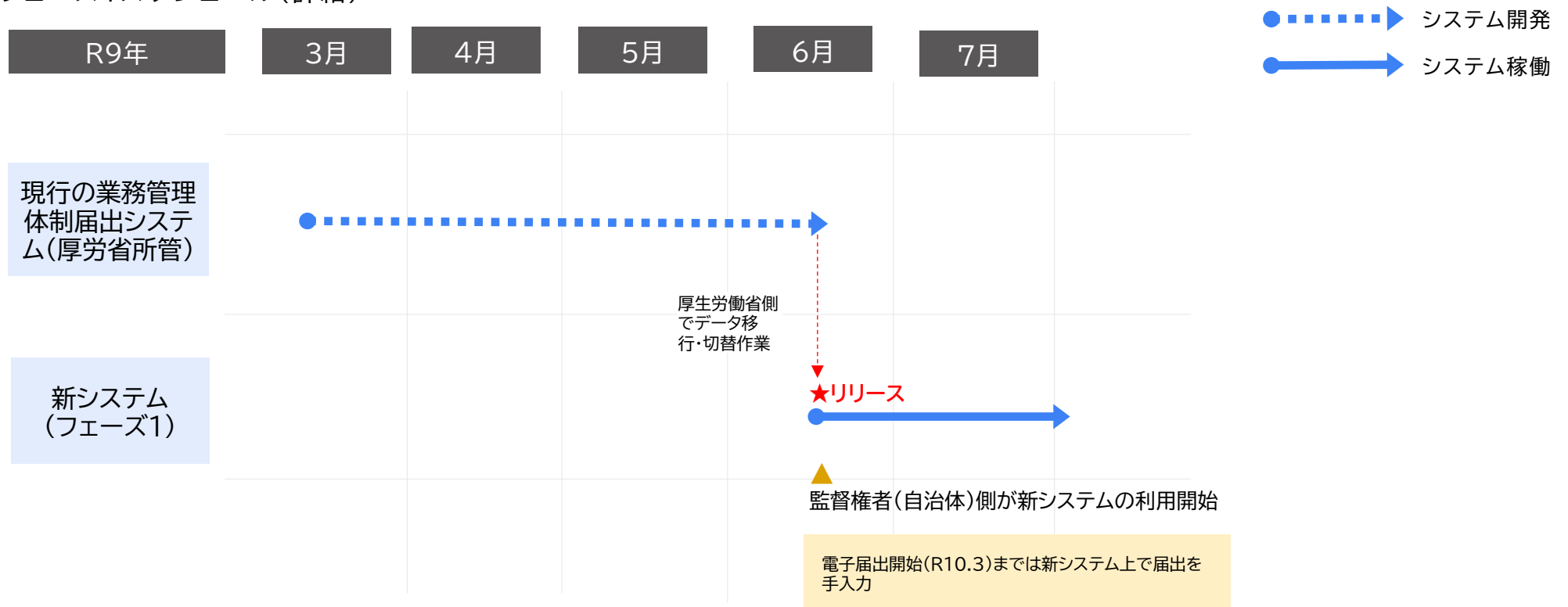
- フェーズ1をR9年6月にリリースし、フェーズ2をR10年3月にリリースする。詳細なスケジュールは次ページ以降参照

調達	作業者	令和8年度				令和9年度				令和10年度以降
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
マイルストーン			▼フェーズ1 構築開始(R8 年7月)			▼フェーズ1 リリース(R9 年6月)			▼フェーズ2リリース (R10年3月)	
①「電子申請届出機能」③「業務 管理体制データ管理機能」の構 築(フェーズ1)	開発ベン ダ		システム開発・移行等			▼自治体の利用開始 (R9年6月)			▼事業者の電子届出開始(業務管理体制届出のみ) (R10年3月)	
②「事業所台帳管理機能」の追 加(フェーズ2)	開発ベン ダ					システム運用・保守	フェーズ2機能改修	移行支援	現行の事業所台帳システムのデー タを移行した自治体から随時「事 業所台帳管理機能」の利用を開始 する。	
現行事業所台帳システムの移行 作業	自治体					先行実施自治体(第1グループ)の移行作業	第2グループ以降の移行作業			
業務移行支援	厚生労働 省					業務移行支援				

詳細スケジュール(フェーズ1)

- フェーズ1はR9年6月にリリースを予定しています。リリースと同時に監督権者(自治体)が新システムの利用を開始し、従来通り新システム上で届出の手入力を行います。
- 現行の業務管理体制届出システムは厚労省所管のため、リリースに際し、監督権者(自治体)の皆様には作業等は発生いたしません。
- 障害福祉サービス事業者の電子届出(業務管理体制届出のみ)開始は、R10年3月を予定しています。

フェーズ1スケジュール(詳細)

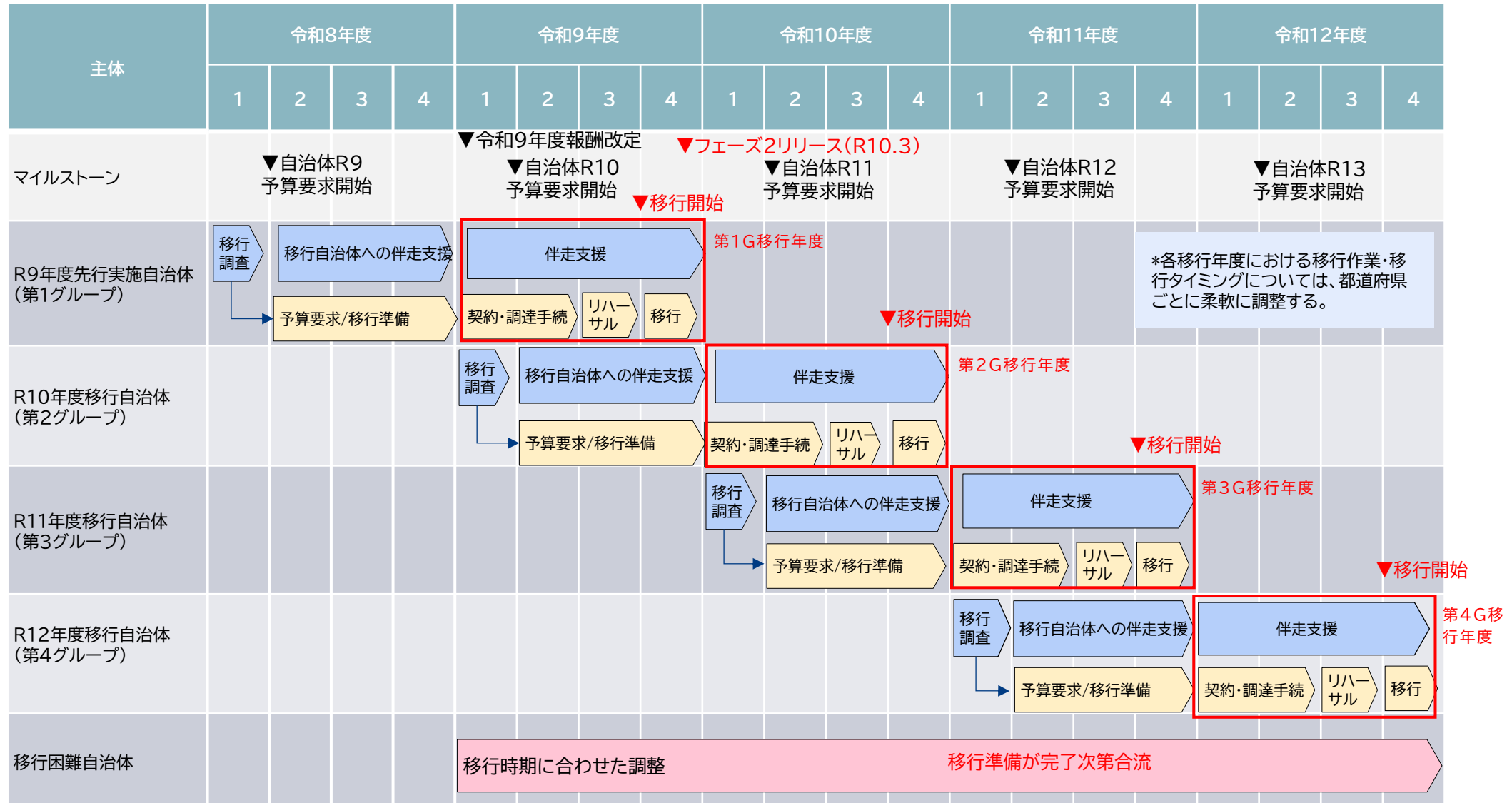


詳細スケジュール(フェーズ2)

- フェーズ2(事業所台帳管理機能)は、現行の事業所台帳を保持している指定権者を対象に、**段階的に新システムへデータ移行**を行います。
- 移行する年度の前年度から**移行準備及び現行の事業所台帳システムの運用・保守ベンダとの契約・調達**手続きが発生します。移行に係る作業については、伴走支援という形で厚生労働省がサポートいたします。

厚生労働省の作業

移行対象自治体の作業



参考：指定権者の移行希望時期（2026年3月時点）

- 「事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む。）に係る意見照会について（依頼）」（令和7年11月11日付事務連絡）で実施した指定権者の移行希望時期の集計結果は以下の通りです。
- 原則、都道府県単位で一斉移行とします。先行実施自治体（第1グループ）から第4グループに分けて段階的に実施します。

全国	指定権者数
1.先行実施自治体(第1グループ)	6
2.令和10年度(第2グループ)	41
3.令和11年度(第3グループ)	18
4.令和12年度(第4グループ)	3
5.未定	73
合計	141

参考：指定権者の移行希望時期（2026年3月時点）

	先行 実施自治体 (第1グル ープ)	令和10年度 (第2グル ープ)	令和11年度 (第3グル ープ)	令和12年度 (第4グル ープ)	未定	回答数 合計
北海道	0	0	1	0	0	1
青森県	0	0	1	0	0	1
岩手県	0	1	0	0	1	2
宮城県	0	0	0	0	2	2
秋田県	0	2	0	0	0	2
山形県	0	0	0	0	1	1
福島県	1	0	1	0	2	4
茨城県	0	0	0	0	0	0
栃木県	3	0	0	0	0	3
群馬県	0	3	0	0	0	3
埼玉県	0	3	0	0	2	5
千葉県	0	0	0	0	0	0
東京都	0	7	6	1	4	18
神奈川県	1	2	0	0	0	3
新潟県	0	0	0	0	2	2
富山県	0	0	0	0	2	2
石川県	0	0	0	0	2	2
福井県	0	0	0	0	0	0
山梨県	0	0	0	0	2	2
長野県	0	0	0	0	0	0
岐阜県	0	0	0	0	0	0
静岡県	0	2	0	0	1	3
愛知県	2	4	0	0	1	7
三重県	0	1	0	0	0	1

	先行 実施自治体 (第1グル ープ)	令和10年度 (第2グル ープ)	令和11年度 (第3グル ープ)	令和12年度 (第4グル ープ)	未定	回答数 合計
滋賀県	0	0	0	0	0	0
京都府	0	1	0	0	1	2
大阪府	0	2	6	0	11	19
兵庫県	0	0	0	0	6	6
奈良県	0	0	0	0	0	0
和歌山県	0	0	0	0	0	0
鳥取県	0	0	1	1	0	2
島根県	0	0	0	1	1	2
岡山県	0	3	0	0	0	3
広島県	0	1	0	0	23	24
山口県	0	0	0	0	0	0
徳島県	0	0	0	0	0	0
香川県	0	2	0	0	0	2
愛媛県	0	3	1	0	0	4
高知県	0	0	0	0	2	2
福岡県	0	0	0	0	0	0
佐賀県	0	0	0	0	0	0
長崎県	0	1	0	0	2	3
熊本県	0	0	1	0	1	2
大分県	1	0	0	0	1	2
宮崎県	0	2	0	0	0	2
鹿児島県	0	1	0	0	1	2
沖縄県	0	0	0	0	0	0
合計	8	41	18	3	71	141

3.自治体にご準備頂きたいこと(現行の事業所台帳管理システムを導入している指定権者のみ)

ご準備頂きたいことの一覧

本スライドでは、現行の事業所台帳管理システムを導入している指定権者様のご準備事項となります。

①現行の事業所台帳システムからの移行(フェーズ2)

新システムではフェーズ2から「事業所台帳管理機能」を実装します。この機能は、各指定権者がそれぞれ利用している事業所台帳システムを新システムへ共通化するため、それぞれデータ移行が必要です。

②システム利用開始までの準備事項(フェーズ2)

本システムの導入する際、大別するとシステム環境の整備、条例・規則等の見直し、業務フローの見直し、利用に向けた周知・広報の4つの視点で自治体内で対応事項や課題を整理し、事前に対応する必要があります。これらの準備に関しては、移行対象自治体様に対し、厚生労働省が伴走型で支援を行います。

③新システム利用料の負担

新システムでは、フェーズ2の機能を利用する自治体について、利用料をご負担いただく予定です。従って、利用料に係る予算要求のご準備を頂く必要があります。金額は今後厚生労働省から提示予定です。

① 現行の事業所台帳システムからの移行(フェーズ2)



移行の前提条件



移行対象自治体

現行の事業所台帳システムを使用している指定権者が移行対象となります。



移行単位

原則、都道府県単位で一斉移行とします。先行実施自治体(第1グループ)から第4グループに分けて段階的に実施します。



移行対象自治体に発生する作業



移行時期の調整

都道府県の皆様におかれましては、管内の指定権者様と移行時期の調整(第2グループ～第4グループ)をお願い致します。

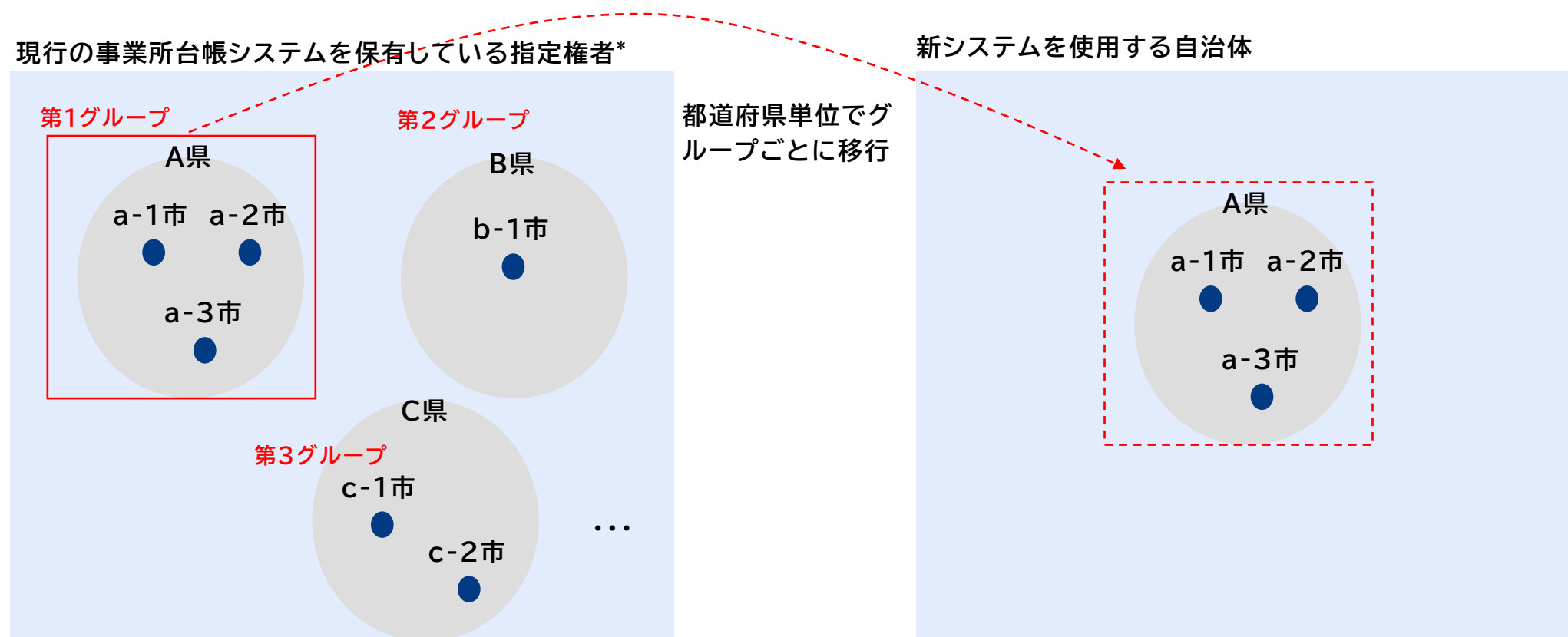


契約・調達手続

移行対象自治体様は移行の前年度から移行作業に関する調達・契約手続が必要です。

① 現行の事業所台帳システムからの移行(フェーズ2)

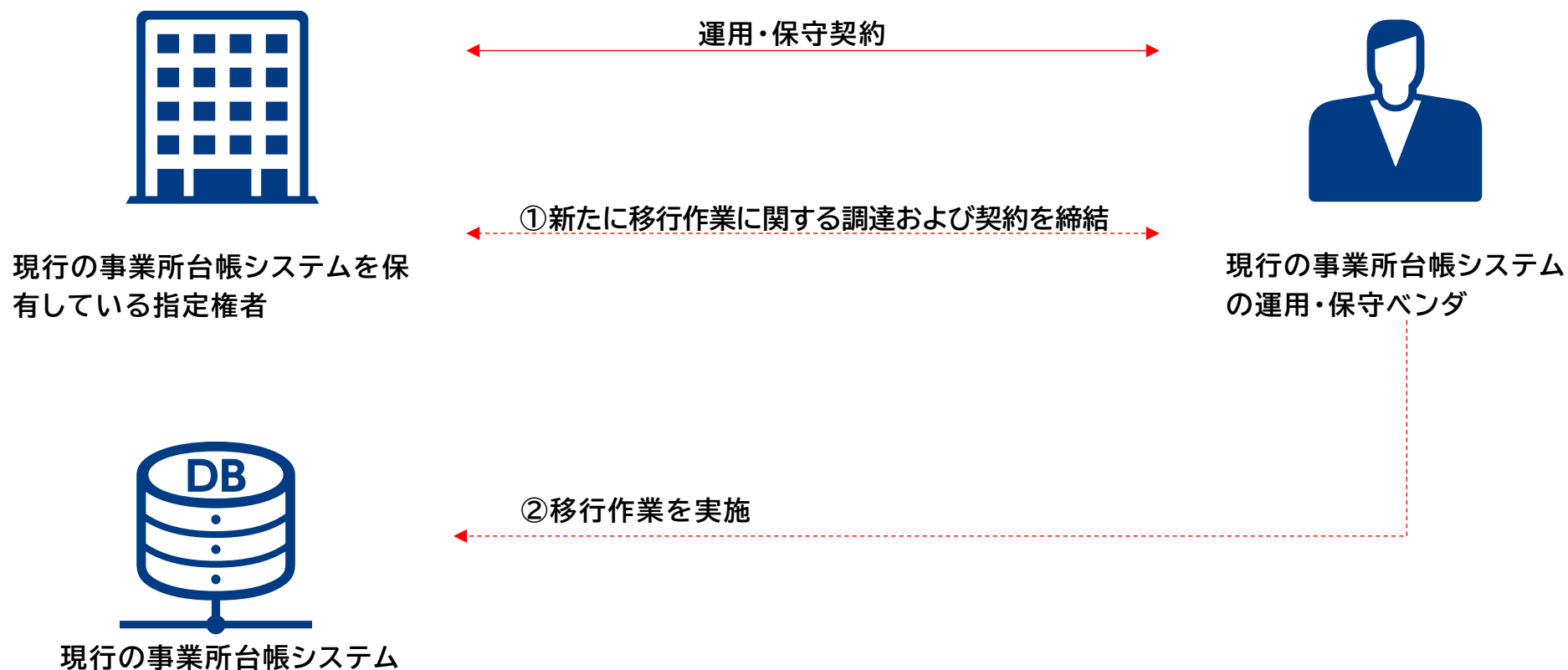
- 新システムへの移行及びシステム切り替え単位は、原則、都道府県単位で一斉移行とします。先行実施自治体(第1グループ)から第4グループに分けて実施します。
- 都道府県におかれましては、管内の指定権者と移行時期の調整をお願い致します。



*特定相談支援・障害児相談支援のみ指定権限を有している市町村は除く

① 現行の事業所台帳システムからの移行(フェーズ2)

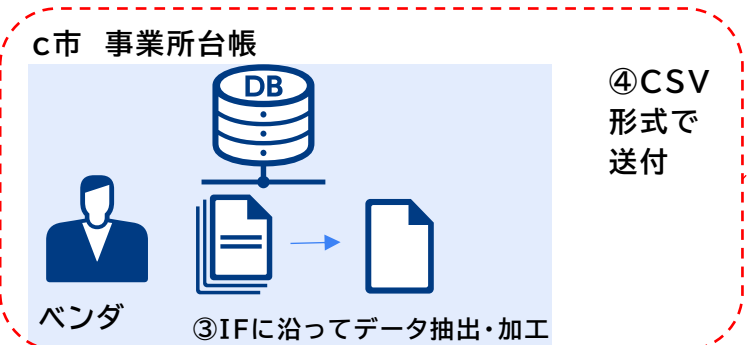
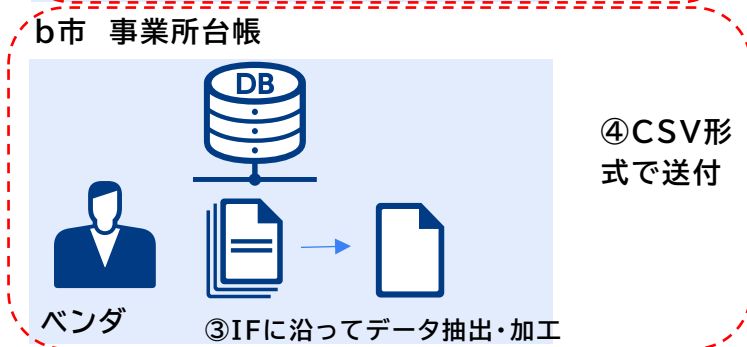
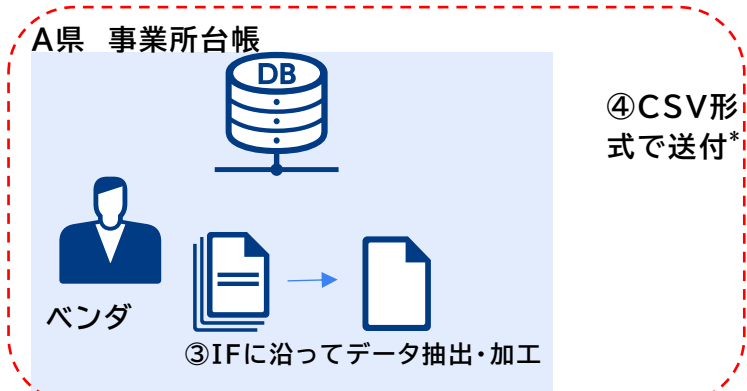
- 現行システムからの移行作業については、現行の事業所台帳システムの運用・保守事業者が作業を実施します。そのため、**各指定権者は、移行作業に関する調達・契約手続が必要です。**
- 移行作業に係る費用については、厚労省側で国庫補助ができるかどうか検討中です。



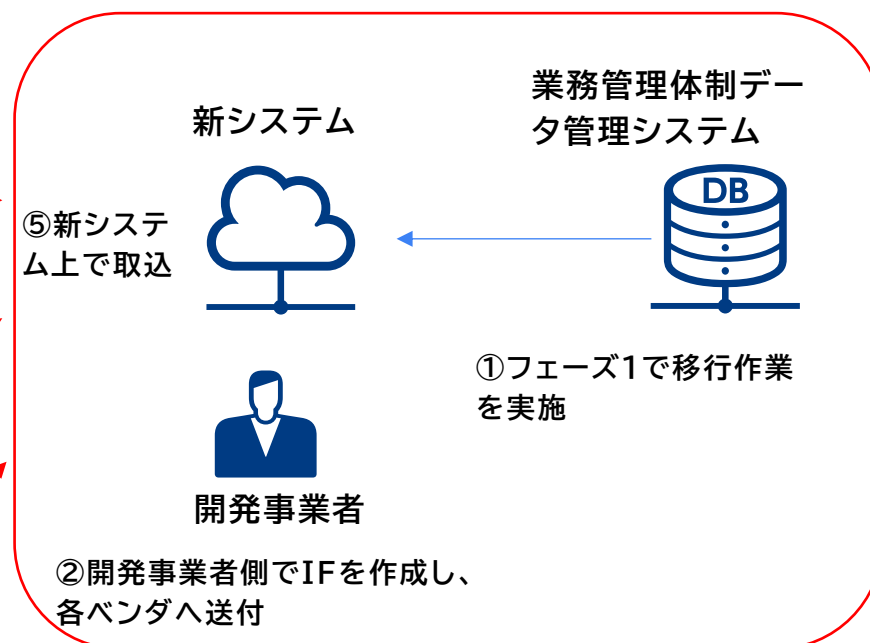
① 現行の事業所台帳システムからの移行(フェーズ2)

- 移行作業は、現行の事業所台帳システムの運用・保守ベンダが作業③④を実施します。
- つきましては、指定権者の皆様におかれましては、**作業③④について、調達・契約が必要**となります。

現行の運用・保守事業者の役務

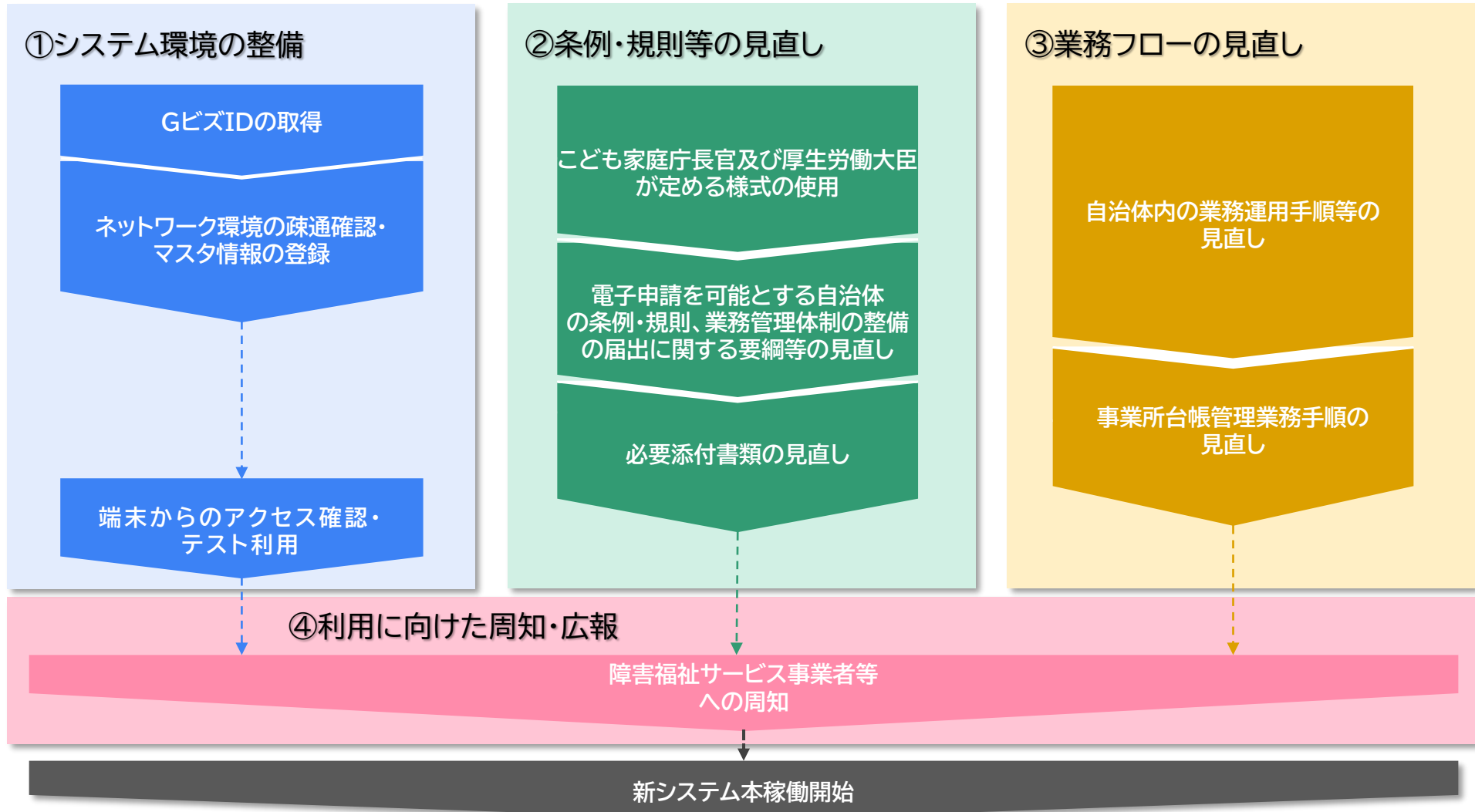


開発事業者の役務



②システム利用開始までの準備事項

本システムを導入する際、大別するとシステム環境の整備、条例・規則等の見直し、業務フローの見直し、利用に向けた周知・広報の4つの視点について自治体内で対応事項や課題を整理し、事前に対応する必要があります。



*1:上記の流れは一例であり、各自治体の検討状況や必要な対応事項に合わせて、適宜調整が必要です。

②システム利用開始までの準備事項

①システム環境の整備

本システムの導入する際、以下の点について自治体内で対応事項や課題を整理し、事前に対応する必要があります。

GビズIDの取得※2	本システムを利用するにあたっては、障害福祉サービス事業者等ではGビズIDアカウントの取得が必須※2となります。取得には2週間程度要するため、早期の取得申請を事業者等へ呼びかけが必要です。また、自治体にて事業所と同様の画面を見たい場合は、自治体でもGビズIDアカウントの取得が必要なため、早めに取得申請が必要です。
ネットワーク環境の疎通確認・マスタ情報の登録	ネットワーク環境の確認のうち、LGWANの疎通確認は早期に実施します。また、指定申請等ではヘルプデスクから送付される、新システムの利用を開始するにあたって登録が必要な申請届出先・連絡先等のマスタ情報を登録します。
端末からのアクセス確認・テスト利用	本番運用開始前に、本システムを使用予定の端末でアクセスの可否やマスタの不備などを確認し、テスト利用を行います。

*1:上記の流れは一例であり、各自治体の検討状況や必要な対応事項に合わせて、適宜調整が必要です。

*2:詳細の申請方法は「GビズID・登記情報提供サービスについて(補足説明)」(<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>)を参照してください。

②条例・規則等の見直し

本システムの導入する際、以下の点について自治体内で対応事項や課題を整理し、事前に対応する必要があります。

こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式の使用	こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式(標準様式)に基づいて、各自治体の指定申請等の様式を見直す必要があります。(自治体独自の様式を使用している場合などに見直しが必要です。)また、厚生労働省への届出様式に基づいて、各自治体の障害者総合支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書、児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書等を見直す必要があります。(自治体独自の様式を使用している場合などに見直しが必要です。)
電子申請を可能とする自治体の条例・規則、業務管理体制の整備の届出に関する要綱等の見直し	障害福祉関連条例・規則(施行規則を含む)、業務管理体制の整備の届出に関する要綱・規則等にて、電子申請を認める内容へ変更します。(障害福祉関連条例・規則にて指定申請等の届出方法を「書面」と規定している場合、業務管理体制の整備の届出に関する要綱等にて届出方法を「書面」と規定している場合などに見直しが必要です。)
必要添付書類の見直し	指定申請等にてサービス種類別、指定申請・届出の種類別などの観点で、様式とともに提出を求めている必要添付書類を整理します。(国が求めている添付書類以外の書類の提出を求めている場合などに見直しが必要です。)

*1:上記の流れは一例であり、各自治体の検討状況や必要な対応事項に合わせて、適宜調整が必要です。

②システム利用開始までの準備事項

③業務フローの見直し

本システムの導入する際、以下の点について自治体内で対応事項や課題を整理し、事前に対応する必要があります。

自治体内の業務運用手順等の
見直し

本システム利用開始後の指定申請・届出、業務管理体制の整備の届出の受付フローを見直します。(本システムの利用が複数部署に跨っている場合などに見直しが必要です。)

事業所台帳管理業務手順の
見直し

本システム利用開始後の事業所台帳への登録・変更・削除の業務フローを見直します。(従来の自治体独自の事業所台帳管理システムへの登録から電子申請届出システムと連動したデータの登録・変更・削除に見直しが必要です。)

*1:上記の流れは一例であり、各自治体の検討状況や必要な対応事項に合わせて、適宜調整が必要です。

④利用に向けた周知・広報

本システムの導入する際、以下の点について自治体内で対応事項や課題を整理し、事前に対応する必要があります。

障害福祉サービス事業者等
への周知

本システムの利用開始や、利用開始に当たり見直した内容を管内の障害福祉サービス事業者等へ周知します。

本説明会内容に関する問い合わせについて

- 説明会に関する問い合わせは、以下のフォームからお願いします。(令和8年3月31日17時まで受付)

【説明会に関する問い合わせフォーム】

[障害福祉関係手続システム【自治体向け説明会】問い合わせフォーム - フォームに記入する](#)

【QR】



- 本説明会の資料は、厚生労働省のホームページ「事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステムの共通化」に掲載しているため、適宜ご参照ください。
なお、説明会の動画は終了後に一定期間公開する予定であり、公開先の URL は本日の説明会URLと同様のものとなります。

掲載先:厚生労働省ホームページ「事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステムの共通化」

[事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステムの共通化 | 厚生労働省](#)